○国立大学法人埼玉大学大学評価規則

（令和４年３月17日
規　則　第　５３号）

改正　令和５．6.22　５規則9　　令和６．2.15　５規則47

令和６.12.19　６規則26

（趣旨）

第１条　この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）並びに国立大学法人埼玉大学学則第２条の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の目的及び社会的使命を達成するため、本学が行う教育及び研究、社会貢献及び国際交流活動、組織及び運営並びに施設及び設備その他大学運営全般（以下「教育研究等」という。）に対する、自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価、年度計画評価、外部評価、第三者評価及び教員活動評価（以下「大学評価」と総称する。）並びに教育の内部質保証に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)　自己点検・評価　学校教育法第109条第１項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。

(2)　認証評価　学校教育法第109条第２項及び第３項の規定に基づき、認証評価機関が行う評価をいう。

(3)　国立大学法人評価　国立大学法人法第31条の２の規定に基づき、国立大学法人評価委員会が行う評価をいう。

(4)　年度計画評価　国立大学法人法第31条に規定する中期計画を確実に実施するため本学が定める事業年度に関する計画の評価をいう。

(5)　外部評価　自己点検・評価の結果について、外部の有識者が行う評価をいう。

(6)　第三者評価　第２号に規定する認証評価機関以外の評価機関等が行う評価をいう。

(7)　教員活動評価　専任の教授、准教授、講師及び助教個人の教育研究活動等の点検・評価をいう。

(8)　教育の内部質保証　本学が行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自律的かつ継続的に自己点検・評価を行い、絶えず改善及び向上に取り組むことにより、本学における教育研究活動の質、学生

の学修成果の水準等を自ら保証することをいう。

(9) 部局　各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部、各教育学部附属学校、事務局、監査室、国立大学法人埼玉大学学則第13条の４の規定により置く各室及び教育の内部質保証における自己点検・評価を実施する組織をいう。

(10) 部局長　前号に規定する部局の長をいう。

（大学評価委員会）

第３条　本学に、大学評価を審議する組織として、大学評価委員会を置く。

２　大学評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 常勤の理事

(3) 副学長（目標計画・評価担当）

(4) その他学長が必要と認める者

３　前項に定めるもののほか、学長が大学評価委員会の業務について第三者の専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、学外の学識経験者等を委員として委嘱することができる。この場合における当該委員の任期は、学長がその都度定める。

４　大学評価委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。ただし、学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

５　大学評価委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 大学評価に係る方針等の企画及び立案に関する事項

(2) 大学評価の企画及び立案並びにその実施に関する事項

(3) 自己点検・評価の項目等に関する事項

(4) 自己点検・評価案の確定に関する事項

(5) 教育研究上の組織の新設、改廃等の重要な見直しに関する事項

(6) 大学評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される指摘事項、監事及び会計監査人からの意見、学外有識者による意見、第６条第６項の外部評価委員会による報告等を含む。以下同じ。）を活用した教育研究等の改善及び向上活動の推進に関する事項

(7) その他大学評価に関する事項

（内部質保証委員会）

第４条　大学評価委員会に、教育の内部質保証を実施する組織として、内部質保証委員会を置く。

２　内部質保証委員会については、別に定める国立大学法人埼玉大学における

教育の内部質保証に関する規則による。

（教育・研究等評価室）

第５条　大学評価委員会に、教育・研究等評価室（以下「評価室」という。）を置く。

２　評価室は、次の教職員をもって組織する。

(1) 副学長（目標計画・評価担当）

(2) 兼任教員　５名

(3) 事務職員　若干名

(4) その他学長が必要と認める者

３　評価室に室長を置き、副学長（目標計画・評価担当）をもって充てる。

４　評価室長は、評価室の業務を統括する。

５　評価室長の下に副室長を置くことができるものとし、第２項第２号の兼任教員のうちから、学長が委嘱する。

６　第２項第２号の兼任教員は、教養学部の教育担当を命ぜられた教員、経済学部の教育担当を命ぜられた教員、教育学部の教育･研究担当を命ぜられた教員、理学部の教育担当を命ぜられた教員及び工学部の教育担当を命ぜられた教員各１人をもって充てる。

７　兼任教員は、学長が委嘱する。

８　兼任教員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任の兼任教員の任期は、前任者の残任期間とする。

９　評価室は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学評価情報の収集、調査及び分析に関すること。

(2) 自己点検・評価の項目等の検討に関すること。

(3) 認証評価基準に係る判断に関すること。

(4) 国立大学法人評価達成状況の評価に関すること。

(5) 年度計画評価達成状況の評価に関すること。

(6) 第三者評価への対応に関すること。

(7) 教員活動評価の実施に関すること。

(8) 大学評価の結果に基づく改善策及びその実施状況の検証に関すること。

(9) その他評価室に必要な事項に関すること。

１０　評価室長は、前項各号に掲げる業務の進捗状況及び結果を大学評価委員会に報告する。

（外部評価委員会）

第６条　本学に、外部評価を実施する組織として、外部評価委員会を置く。

２　外部評価委員会は、本学の役教職員以外の者で、大学に関する高い識見を有

する次の各号のいずれかに該当する者をもって組織する。

(1) 教育分野で高い識見を有する者

(2) 研究分野で高い識見を有する者

(3) 社会貢献・国際交流の発展に関して高い識見を有する者

(4) 大学運営に関して高い識見を有する者

(5) その他学長が必要と認める者

3　委員は、学長が委嘱し、任期は２年を超えない範囲内で学長が定める。

4　学長は、委員を委嘱した場合、氏名・職名等を速やかに公表する。

5　外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

6　外部評価委員会は、学長の諮問に基づき本学の自己点検・評価結果について検証し、その結果を報告する。

（部局の自己点検・評価組織）

第７条　部局に、その責任の下に当該部局の自己点検・評価を実施する組織（以下「部局組織」という。）を置くことができる。

2　部局組織に関し必要な事項は、当該部局長が別に定める。

（大学評価の実施方法）

第８条　大学評価の実施方法は、別に定める。

（大学評価の結果に基づく改善）

第９条　大学評価の結果に基づく改善は、別に定める。

（大学評価の公表）

第１０条　学長は、大学評価の結果及び大学評価の結果に基づく改善の状況を公表するものとする。

（監事への報告）

第１１条　学長は、大学評価の結果を監事に報告するものとし、改善を確認したときも同様とする。

（教育の内部質保証）

第１２条　教育の内部質保証に関する事項は、別に定める。

（事務）

第１３条　大学評価に関する事務は、関係部局の協力を得て、総務部総務課及び学務部教育企画課において処理する。

（雑則）

第１４条　この規則に定めるもののほか、大学評価に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

2　国立大学法人埼玉大学教育・研究等評価室規則（平成21年規則第17号）は、廃止する。

3　この規則施行の際、その前日において、前項の規定による廃止前の国立大学法人埼玉大学教育・研究等評価室規則第６条の規定により、教育学部に所属する教員、人文社会科学研究科に所属する教員のうち教養学部教育を担当する教員及び理工学研究科に所属する教員のうち工学部教育を担当する教員のうちから現に委嘱されている兼任教員の任期は、第５条第８項本文の規定にかかわらず、令和５年３月31日までとする。

附　則（令和５．6.22　５規則9）

この規則は、令和５年６月22日から施行する。

附　則（令和６．2.15　５規則47）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６.12.19　６規則26）

この規則は、令和６年12月19日から施行する。